

設備投資等の経費区分	対象	対象外	対象外（共通）	上限
謝金	専門家謝金	外部講師による従業員向けの研修、導入機器の操作研修等以外のもの	・単なる経費節減を目的としたもの ・不快感の軽減や快適化を図ることを目的とした職場環境の改善経費 ・通常の事業活動に伴う経費 ・建築物構築に関する経費、その他の費用の取得費用及びこれらを作り上げるための組み立て用部材の取得費用 ・再生エネルギーに係る費用 ・移動に要する費用（（例）船舶、航空機等の購入費・修理費・車検費用） ・娯楽性又は遊行性が高く、事業の生産性向上または業務効率化に直接資すると認められない設備（（例）全自動麻雀機、カラオケ機器、ゲーム機等） ・法令等で義務付けられたものの整備に係る経費及び事業を実施する上で必須となる資格の取得にかかる経費 ・交付決定日前に導入又は実施した経費 ・所轄労働局長が、生産性向上、労働能率の増進が認められないと判断したもの ・日本国外で実施する事業 ・所轄労働局長が、経費の支出が適正でないと判断したもの ・所轄労働局長が、社会通念上助成が適当でないと判断したもの ・合算して10万円未満のもの	1回10万円まで、5回まで
旅費	公共交通機関を用いた最も経済的かつ合理的な経路により算出された専門家旅費	・外国旅費 ・日当 ・宿泊費 ・グリーン車、ビジネスクラス等の割増運賃		
借損料	・器具機械借料及び損料 ・物品借料及び損料等の費用	・会場借料 ・当該会計年度に支出しなかったもの ・自動車のリース、ローン契約、保守契約等		実施年度に複数年分支払った場合の経費の上限は3年分までのもの
印刷製本費	機械装置等にかかる研修資料、マニュアル等の作成費用			
原材料費	資材購入の費用			
機械装置等購入費	機器・設備類の購入、製作又は改良の費用	・特種用途自動車（ナンバーの車種を表す数字が8で始まるもの）及び福祉車両以外の自動車（注1） ・POSシステム、会計給与システム等の特定業務専用のシステムを稼働させることを目的としないPC、タブレット端末やスマートフォン等など（注2） ・老朽化により機能が低下した設備と同等の性能の設備（注3） ・物価高騰等要件に該当する場合（注4）（（注5）の例外があります。） ・Webサイトに閲覧者からの質問・問合せを受け付ける機能の付加（注6）		
造作費	機械装置据付等の費用			
経営コンサルティング経費	以下の外部専門家やコンサルタント会社による経営コンサルティング費用 ・中小企業診断士、社会保険労務士、1級・2級ファイナンシャル・プランニング技能士等の国家資格を有し、常態として経営コンサルティングを業とする者が実施した経営コンサルティング ・金融機関が行う経営相談 ・中小企業経営強化支援法に基づく経営革新等支援機関による経営コンサルティング	人員削減、労働条件の引き下げを内容とするコンサルティング費用		
委託費	調査会社、システム開発会社等への委託費用	・就業規則の作成・改正 ・賃金制度の整備		

注1 通常装備、検査登録（届出）手続きの代行費、車庫証明手続きの代行費、納車費用は対象

注2 プリント生地工場における布地印刷用プリンター等、業務用高機能プリンターの導入に必要な周辺機器は対象になり得ます。

注3 単なる買替は対象となりませんが、より高性能な上位機器の導入や機器の増設により生産性の向上、労働能率の増進が認められる場合は対象となります。

注4 要件に該当することを明らかにするための追加書類（物価高騰等要件に係る事業活動の状況に関する申出書等）の提出が必要です。

注5 例外的に対象となるものは、PC、タブレットスマートフォン及びその周辺機器（新規購入に限る）

注6 Webサイトに受発注及び決済の両方が可能になるものやWebサイト上で受注機能のみを付加する改修等は対象となります。